

指定障害福祉サービス事業 指定申請等の手引き (令和7年9月～)

千葉県 健康福祉部
障害福祉事業課 地域生活支援班

【注意事項】

この手引きは以下のサービスが対象です。
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護
自立生活援助・一般相談(地域移行支援・地域定着支援)

目 次

1	総則	1
2	新規指定申請について	3
3	指定更新申請について	1 6
4	変更届について	2 6
5	介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書について . .	2 9
6	問い合わせ先等について	3 0

第一章 総則

1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・自立生活援助

(1) 基準の性格について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令171号)」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、(以下、「基準」という。)は、指定障害福祉サービス事業者等が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害福祉サービス事業者等は、常にその運営の向上に努めなければならない。

(2) 基準違反に対する指導監督及び指定の取消しについて

- ・ 指定障害福祉サービスを行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定障害福祉サービス事業者等の指定等又は更新を受けられない。
- ・ 基準に違反することが明らかになった場合には、知事は、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができる。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者等が③の命令に従わない場合には、知事は、当該指定等を取り消すこと、又は取り消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること(不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに係る介護給付費等の請求を停止させること)ができる。
- ・ ただし、知事は、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定等を取り消すこと又は指定等の全部もしくは一部の効力を停止することができる。

ア 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

- ① 指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス等」という。)の提供に際して利用者が負担すべき額の支払いを適正に受けなかったとき
- ② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき

③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代表として、金品その他の財産上の利益を収受したとき

イ 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

ウ その他ア及びイに準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

(3) 事業者の一般原則について

- ・ 自立生活援助事業所は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用は又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

2 一般相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

(1) 基準の性格について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の23第1項及び2項の規定に基づく「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(以下「基準」という。)は、指定地域相談支援の事業がその目的を達成するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定一般相談支援事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならない。

(2) 基準違反に対する指導監督及び指定の取消しについて

- ・ 指定一般相談支援事業者が満たすべき基準を満たさない場合には、指定一般相談支援事業者の指定を受けられない。
- ・ また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合は、都道府県知事の指導等の対象となり、この指導等に従わない場合には、当該指定を取り消すことができる。